

学校法人関西金光学園 役員の報酬及び旅費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人関西金光学園（以下「本学園」という。）の役員の報酬、旅費、退職金等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本学園において勤務することが常態である者をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、本学園の職員（学長、校長等を含む。）としての給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規則に基づくものを含まない。
- (6) 旅費とは、鉄道賃、航空賃、日当及び宿泊料をいう。また、交通費とは、鉄道賃及び航空賃をいう。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊料等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給及び算定方法等)

第2条 役員に支給する報酬額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）は、別表1のとおりとし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事長が決定する。ただし、理事長の報酬額については、理事会が決定する。
- (2) 職員理事に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- (3) 非常勤役員に対する報酬の額は、別表第3のとおりとする。

2 (削除)

3 (削除)

4 新たに就任した役員のその月の報酬の額は、就任した日を起算日として、その月の暦日数を基礎とした日割りによって100円単位を切り上げて計算する。

5 役員が任期を満了し、辞任し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に、その月までの報酬を支給する。

6 役員の報酬は、前項に該当する場合を除き、毎月17日（その日が土曜日又は休日に当たるときはその前日）に支給する。

- 7 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 8 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

第3条 (削除)

(出張旅費)

第4条 役員が本学園の業務のために出張したときは、別表第4により、その費用を出張旅費として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤役員が本学園の業務のために出張したときは、旅費規程を準用する。ただし、学園本部に所属する役員が関西福祉大学に出張する場合の日当については、旅費規程に定める額の半額とする。
- 3 旅費は、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により旅行したときに支給する。

(費用)

第4条の2 役員が本学園の業務のために旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(退職金)

第5条 役員の退職金は、原則として支給しない。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年2月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年1月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(退職金に関する経過措置)

- 2 第 5 条の改定規定を施行するにあたり、現に同条の規定による改定前退職金の規定（以下「旧規定」という）の適用を受けていた役員等には、旧規定により平成 21 年 3 月 31 日までの退職金額を算出し、それぞれ精算（支払）手続を行うものとする。なお、支払方法については、別に定める施行要領による。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

別表第1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理 事 長	年額 12,000,000円～14,000,000円
専務理事	年額 5,700,000円～11,000,000円
常務理事	年額 5,700,000円～10,500,000円
理 事	年額 5,700,000円～10,000,000円
監 事	年額 5,700,000円～10,000,000円

※ 常勤役員の報酬額の決定にあたっては、理事長が当該役員の職務内容及び職務経歴等を勘案し、上記別表第1の範囲内で決定する。ただし、理事長の報酬額は、理事会が決定する。

別表第2（職員理事の報酬）

役職名	報酬の額
職員理事	月額 15,000円

別表第3（非常勤役員の報酬）

役職名		報酬の額
非常勤役員	理事長	月額 520,000円
	理事長以外の役員	月額 15,000円

※ 非常勤役員には、賞与は支給しない。

別表第4（旅費）

区分	交通費（実費）	宿泊料		日当	
国内	鉄道賃（グリーン料金） 航空賃（普通運賃）	14,000円		4,000円	
国外	鉄道賃（国内に準じる）	甲地方	17,000円	甲地方	7,000円
	航空賃（ビジネスクラス）	乙地方	14,000円	乙地方	6,000円
	甲地方は 北米地域（メキシコ以南除く。）、欧州地域（旧ソ連地域除く。）、 中近東地域 乙地方は 甲地方以外の地域				

※ 交通費は、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により旅行したときに支給する。